

妊婦が風しんにかかると、赤ちゃんが「先天性風しん症候群」という病気にかかってしまうことがあります。そのため、栃木市では風しん予防対策事業をおこなっております。

## 1. 風しんとは

風しんウイルスによって引き起こされる急性の発疹性感染症です。風しんウイルスの感染経路は、飛沫感染・接触感染で、ヒトからヒトへ感染が伝播します。感染すると約2～3週間後に発熱や発疹、リンパ節の腫れなどの症状が現れます。予後は一般に良好ですが、血小板減少性紫斑病、脳炎などの合併症が発生することがあります。大人がかかると、子どもに比べて症状が重く、高熱の持続や、関節痛の発現頻度が高いと言われております。

風しんの最も重要な点は、妊娠20週頃までの女性が風しんウイルスに感染すると、胎児も風しんに感染し、出生児が難聴、先天性心疾患、白内障、精神運動発達遅滞等の**先天性風しん症候群**を発症する可能性が高いことです。

## 2. 対象者と助成回数

対象者：栃木市に住所を有する次のいずれかに該当する方

- (1) 妊娠を希望する女性およびその配偶者
- (2) 妊娠している女性の配偶者

※「配偶者」とは、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

助成回数：抗体検査…生涯1回

予防接種…生涯1回（風しん・麻しん風しん混合のどちらか一方）

## 3. 抗体検査について

血液を採取して抗体価を検査します。検査方法には、EIA法とHI法があります。

- ・EIA法…8.0未満の場合、ワクチン接種が推奨されています。
- ・HI法…32倍未満の場合、ワクチン接種が推奨されています。



## 4. 予防接種について

風しん予防接種は、予防接種法に基づく定期の予防接種ではなく希望者のみが接種を受ける任意の予防接種です。予防効果や副反応をよくご理解の上、接種を受けてください。

風しんワクチン（または麻しん風しん混合ワクチン）を接種することによって、95%以上の人が風しんウイルスに対する免疫を獲得することができると言われています。

主な副反応は、発熱、注射部位の発赤、鼻汁、咳、発疹などです。発熱、発疹などは1週間後くらいにあらわれることがあります。いずれも数日中に消失します。まれにみられる重大な副反応としては、ショック、アナフィラキシー、血小板減少性紫斑病、急性散在性脳脊髄炎、脳炎・脳症、けいれん等があります。

### ・風しんワクチン

風しん単独の生ワクチンです。

### ・麻しん風しん混合（MR）ワクチン

麻しん（はしか）と風しんの混合の生ワクチンです。風しんの予防対策としては、単独ワクチンと同様の効果が期待されます。また、風しんワクチンの代わりにMRワクチンを接種しても、健康への影響に問題はありません。

## 【注意】

妊娠している女性・妊娠の可能性のある女性は、予防接種を受けることはできません。女性が接種する場合、接種前約1か月間、接種後約2か月間は避妊をおこなってください。

### 5. 予防接種を受けることができない方

- ①明らかに発熱している場合（37.5度以上）
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③その日に受ける予防接種の接種液の成分で、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな場合
- ④免疫の機能に異常のある疾患を有する場合及び免疫抑制をきたす治療を受けている場合
- ⑤女性の方で、妊娠している場合・妊娠の可能性のある場合
- ⑥3か月以内に輸血またはガンマグロブリンの投与を受けた場合
- ⑦その他、医師が不適切な状態と判断した場合

### 6. 予防接種を受ける際、医師とよく相談しなくてはならない方

- ①心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などの基礎疾患がある場合
- ②予防接種で接種後2日以内に発熱があった場合及び発疹等のアレルギーと思われる症状があった場合
- ③過去にけいれんを起こしたことがある場合
- ④過去に免疫不全の診断がなされている場合や、近親者に先天性免疫不全の方がいる場合
- ⑤ワクチンの成分（抗菌剤、安定剤等を含む）に対してアレルギーがある場合
- ⑥周囲で、感染症の病気（麻疹・おたふくかぜ・風しん・水痘など）にかかっている人がいる場合
- ⑦輸血またはガンマグロブリンの投与を受けたことがある場合
- ⑧風邪などのひきはじめと思われる場合。体調の悪い時はなるべく見合わせましょう。

### 7. 予防接種を受けた後の注意

- ・接種後30分間くらいは安静にしてください。
- ・接種当日は激しい運動をさけてください。入浴は差し支えありませんが、注射したところをこすらないでください。
- ・接種後4週間は、副反応の出現にご注意ください。接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- ・女性が接種を受けた場合、接種後約2か月間は避妊をおこなってください。

### 8. 健康被害の救済

万一、予防接種により健康被害が生じ、予防接種によるものと認定された場合、栃木市予防接種事故災害補償規則および独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく補償が受けられます。

**お問合せ先** 保健福祉部 健康増進課 感染症対策係 TEL (0282) 25-3512  
栃木市今泉町2-1-40（栃木保健福祉センター内）